

京都市保健所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成21年12月21日

京都市長 門川大作

京都市規則第52号

京都市保健所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市保健所条例の一部を改正する条例（平成21年10月13日京都市条例第16号）の施行期日は、平成22年1月12日とする。

（保健福祉局保健衛生推進室保健医療課）